

議案第 61 号

阿見町条例の読点の表記を改める条例の制定について

阿見町条例の読点の表記を改める条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町条例の読点の表記を改める条例

阿見町の条例(この条例の施行の際現に効力を有するものに限る。)において読点として表記する「,」は、「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に効力を有する条例の読点については、「、」に改められたものとみなす。

議案第 61 号 説明資料

阿見町条例の読点表記を改める条例の制定について

【制定の趣旨】

公用文における実態や社会状況との食い違いを是正するため、『『公用文作成の考え方』について(建議)』(令和 4 年 1 月 7 日 文化審議会会長 文化審議会国語分科会会長通知。以下「国通知」という。)で示された基準に基づき、公用文を用いた各文書等について統一的な読点の運用に関し必要な事項を定めるために制定するもの。

【主な内容】

横書き文書における読点の表記を原則「、」(テン)とする。

【制定内容の説明】

本町においては、「阿見町公文書作成要領」の制定等について(平成 17 年阿総第 944 号)により、公文書の作成に必要な基本事項について定め、運用を継続しているところであるが、当該要領では、読点を「、」(コンマ)とするよう定めている。この根拠には、「公文書作成の要領」(昭和 26 年 国語審議会建議)があり、当時の横書き文書の作成には、タイプライターが用いられていたことから、読点を「、」とすることとされていた。当該要領は、令和 4 年まで見直しが行われていなかったが、パーソナルコンピュータの主流となった現在においては、読点を「、」とすべき合理的理由がなく、「、」を用いることに支障もないことから、国通知により見直しが行われたものである。よって、本町における読点の扱いも、国通知に準じるものとし、現行の「、」から「、」とすることに見直すものとする。